

# 知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが難しい場合は、保険料を「全額免除」「一部免除」する制度があります。この場合、収める保険料が減るので将来もらえる年金額も減りますが、免除額の1/2を国が補てんしますので、減少幅を抑えることができます。

## 免除が承認された場合の保険料、免除額、将来の年金額

免除の割合	全額免除	4分の3	半額	4分の1
保険料	0円	4,130円	8,260円	12,390円
免除額	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
将来の年金額 (保険料を全額納付したときと比べた割合)	年金額4/8	年金額5/8	年金額6/8	年金額7/8

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（10年以上）に含まれます。ただし、一部免除の場合、納めるべき保険料が未納であると期間に含まれません。

※免除された保険料を後から納付すれば（追納）、全額納付した期間として年金に加算されます（10年までさかのぼって納付可能）。

※全額免除または一部免除の期間は、付加年金・国民年金基金はご利用できません。

### ○免除を受けるための条件

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。免除の申請は、過去2年までさかのぼって申請することができます。

※失業された方の場合、離職票または雇用保険受給資格者証の写しの提出で本人の所得を除いての計算となります。

### ○申請方法

大崎町役場または鹿屋年金事務所で「国民年金保険料免除・猶予申請書」をご記入ください。（失業された方の場合は離職票または雇用保険受給資格者証の写しをお持ちください。）

※マイナンバーカードを使用し、マイナポータルインターネットサイトから手続きも可能です。

## 年金係からのお知らせ

- ① 免除申請の期間は毎年7月～翌年6月となっています。令和4年度（令和4年7月～令和5年6月）免除となっている方で、令和5年7月以降も免除を希望される方は、免除申請の届出をお願いします。
- ② 老齢・障害・遺族基礎年金を受給されている方で、令和5年度において年金収入額や所得が一定基準額以下で、年金に上乗せして支給される「年金生活者支援給付金」が新たに支給対象になる方に、令和5年9月頃から日本年金機構から請求案内のハガキをお送りする予定です。